

## ○職員の雇用に関する取り扱い規程

(平成59年11月26日)  
規程第2号

一部改正 平成5年10月22日規程第 号 令和2年3月25日規程第4号

- 1 昭和60年4月1日以降の職員雇用について、次のとおり取り扱う。
  - (1) 職員の退職補充については、一定の期間を定めフルタイム会計年度任用職員雇用とし、以後2の方法で正規職員として採用する。
  - (2) 募集方法は、
    - ① 年齢制限 20歳以上～40歳未満とする。
    - ② 試験内容は、適性、作文、面接とする。
- 2 現在雇用している嘱託職員の正規職員化について、次のとおり取り扱う。次の事務手順で実施する。
  - ア. 60年4月1日から実施し、永年の者から6ヶ月毎に採用する。  
(4月、10月)
  - イ. 採用前3ヶ月間の勤務調査並びに指定病院の診断書に基づき決める。
- 3 職種により、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### 附 則 (令和2年3月25日規程第4号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 平成30年4月1日までに採用された者は、「フルタイム会計年度任用職員」を「嘱託雇用」と読み替え、平成30年4月2日から令和2年3月31日までに採用された者は、「フルタイム会計年度任用職員」を「嘱託雇用及びフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。